

○会計実地検査状況報告方について

昭和二三年三月二五日

会甲第五一三号

高等長官、地方所長あて事務総長通達

会計検査院又は大蔵省の会計実地検査を受けたときは、検査終了後十五日以内に左記要領によつて報告せられたく、命によつて通知する。

記

一 検査官の官氏名

二 検査を受けた年月日

三 検査を受けた事項

- (イ) 歳入関係
- (ロ) 歳出関係
- (ハ) 物品関係
- (ニ) 保管金及び保管有価証券関係
- (ホ) 国有財産関係
- (ヘ) 保管物関係
- (ト) 共済組合関係

四 検査官に提出した書類（実地検査の結果当日検査官の請求によつて作成した書類を含む。）

五 注意を受けた事項の詳細

六 実地検査の結果後日書面で照会があつた場合の回答書は最高裁判所を経由して会計検査院へ提出すること。なお、この場合は照会書の写と回答書の写を添附すること。

七 講評の概況